

千葉市下水道指定排水設備工事業者情報の登録内容変更届出のご案内

【必要書類一覧表】

届出の事由	届出の様式	届出の添付書類				その他の必要書類							
		誓約書	登記事項証明書【法人の場合】	定款【法人の場合】	指定排水設備工事業者指定証【原本】	代表者の戸籍の附票【原本】	代表者の身分証明書【原本】	代表者の住民票の抄本【原本】	営業所の案内図、平面図	写真(営業所内外及び機材等置場の状況、	責任技術者の名簿(責任技術者の増減・異動用)	責任技術者証のコピー(表・裏面)	責任技術者の雇用保険・健康保険証のコピー
(1) 営業所(法人にあたっては、商業登記された事業所)を移転しようとするとき。	指定証記載事項変更届(様式第7号)		○	○					○	○			
(2) 名称(商号)を変更しようとするとき。	指定証記載事項変更届(様式第7号)		○	○						○			
(3) 代表者を変更しようとするとき。	指定証記載事項変更届(様式第7号)	○	○ (法務局)	○		○ (本籍地の役場)	○ (本籍地の役場)	○ (現住地の役場)					
上記(1)(2)(3)の変更に伴って指定証の交付を受けようとするとき。	指定証交付申請書(様式第3号)				変更前の指定証 ○								
(4) 営業権を譲渡しようとするとき。	指定排水設備業者譲渡・廃業・辞退届(様式第8号)				○								
(5) 営業権又は事業を廃業するとき。	指定排水設備業者譲渡・廃業・辞退届(様式第8号)				○								
(6) 指定排水設備工事業者を辞退するとき。	指定排水設備業者譲渡・廃業・辞退届(様式第8号)				○								
(7) 専属の責任技術者に異動(新規登録・退社・登録解除等)があったとき。	責任技術者異動届(様式第9号)										責任技術者が2名以上いる場合 ○	○	○
(8) 指定証の再交付(紛失・破損)があったとき	指定証再交付申請書(様式第5号)												

【注意事項】

- 届出の様式等については、千葉市建設局下水道企画部下水道営業課ホームページの各種申請書類等ダウンロードをご参照下さい。
- 市町村役場などから発行される書類は、交付された日から3か月以内のものを提出して下さい。
- 印刷の際にはA4サイズの白色普通紙をお使い下さい。感熱紙や着色された紙、他用紙の裏紙は使用できません。
- メールによる受付はしていません。お手数ですが、郵送または、下水道営業課(千葉市役所低層棟3階)までご持参下さい。